
八街市国土強靱化地域計画

(素案)

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1.1 背景..... | 1 |
| 1.2 位置づけ..... | 1 |
| 1.3 期間..... | 1 |
| 2. 本市の地域特性..... | 2 |
| 2.1 位置..... | 2 |
| 2.2 地勢..... | 2 |
| 2.3 気象..... | 3 |
| 2.4 人口..... | 4 |
| 2.5 建物..... | 5 |
| 2.6 土地利用..... | 5 |
| 2.7 ライフライン..... | 5 |
| 2.8 産業..... | 6 |
| 2.9 交通..... | 6 |
| 2.10 過去の災害..... | 7 |
| 2.11 想定される災害..... | 10 |
| 3. 計画の目標..... | 12 |
| 3.1 基本目標..... | 12 |
| 3.2 事前に備えるべき目標..... | 12 |
| 4. 脆弱性の評価..... | 13 |
| 4.1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）..... | 13 |
| 4.2 施策分野..... | 14 |
| 4.3 脆弱性の評価..... | 15 |
| 5. 施策分野別の推進方針..... | 16 |
| 5.1 推進方針..... | 16 |
| 5.2 対応方策の重点化..... | 25 |
| 5.3 KPI（重要業績指標）一覧..... | 26 |
| 6. 計画の推進と進行管理..... | 28 |
| 6.1 推進体制..... | 28 |
| 6.2 計画の進行管理..... | 28 |

1. 計画の策定にあたって

1.1 背景

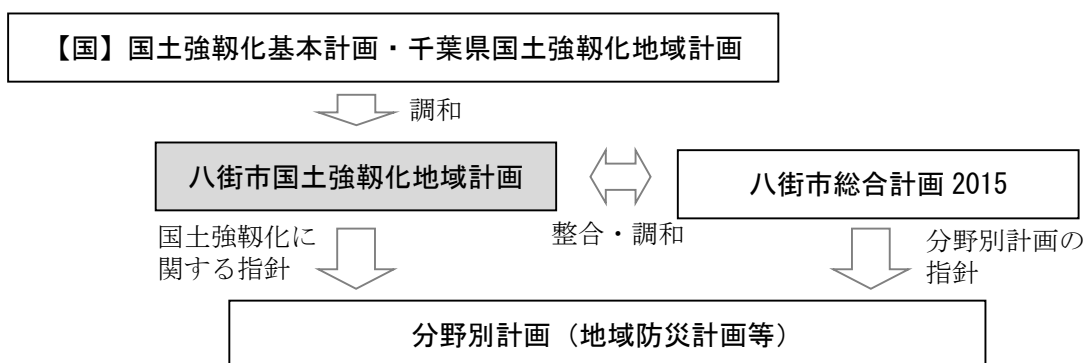
平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災および減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。また、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（平成 30 年 12 月改定）し、強靱な国づくりを進めています。

また、千葉県では、平成 29 年 1 月に国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画である「千葉県国土強靱化地域計画」を策定し、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと県の国土強靱化に関する施策を推進しているところです。

本市においても、いつ起こるかかわからない大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「八街市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

1.2 位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「千葉県国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「八街市総合計画 2015」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。



1.3 期間

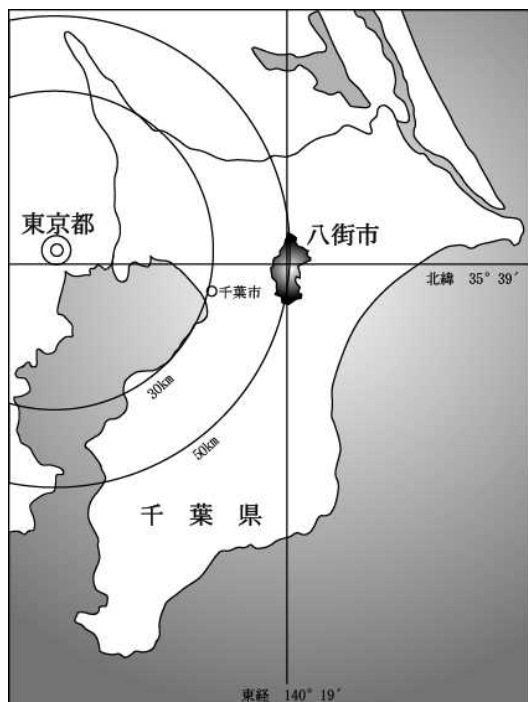
本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

2. 本市の地域特性

2.1 位置

本市は、千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から50km圏内にあり、京葉工業地帯からは20km、成田国際空港から10kmの位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。広ぼうは、東西に短く約7.7km、南北に長く約16kmあり、面積は74.94km²です。



| | |
|--------|--------------------------|
| 市役所の位置 | 北緯 35度 39分 |
| | 東経 140度 19分 |
| 広ぼう | 東西 約 7.7km |
| | 南北 約 16km |
| | 面積 74.94 km ² |

2.2 地勢

2.2.1 地形

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山はなく、大部分を為す平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成されています。

台地面の高度は北部で約40m、南部で65mとなっており、全体として北側へ傾斜しています。また、茂原から香取にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西―北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっています。

台地面は畑地や居住地として利用されており、八街駅のある市中心部は台地上に位置しています。起伏が少ない台地面ですが、台地を刻む谷の谷頭から延びる幅が広く浅い谷地形がみられます。

台地を刻む谷沿いの低地は低湿で、主に水田として利用されています。台地面と谷底低地の比高は約20mあり、斜面は主に樹林地となっています。

2.2.2 地質

本市域の下総台地は第四紀層から構成されています。最下位の下総層群成田層は、貝殻の化石や生物活動の痕跡が認められる浅海性から淡水性の泥層や砂層から形成され、ほぼ水平に堆積しています。その上位に、火山灰の風性堆積物からできた関東ローム層（下位から下末吉ローム層、武蔵野ローム層、立川ローム層）がのっています。

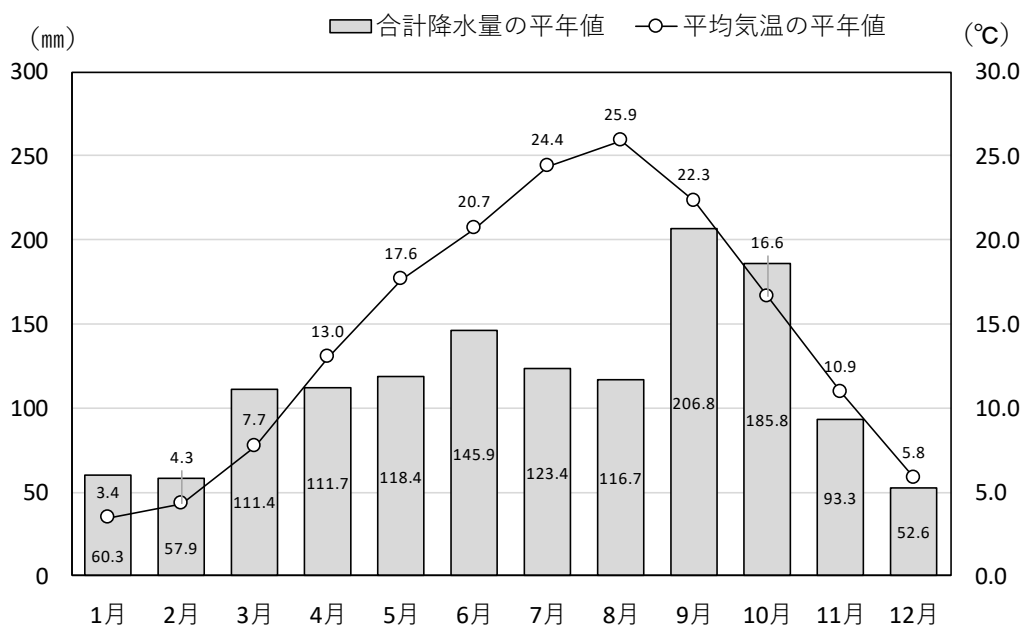
谷底低地は砂、シルト、粘土などの非固結堆積物からなる軟弱地盤です。

2.3 気象

2.3.1 気温・降水量

気象庁アメダス佐倉観測所の気象データ（1981～2010年）によると、本市付近の年間平均気温は14.4℃と概ね温暖ですが、県内では内陸に位置するため、寒暖の差が大きくなっています。

同データによると、降水量の平年値は1409.6mmであり、県内でも雨の少ない地域ですが、8月から10月頃の台風や前線の活動等に伴う1日200mm以上の降水量が複数観測されています。また、台風の他梅雨期の局地的な集中豪雨等によって時間50mm以上の降水量が複数観測されています。

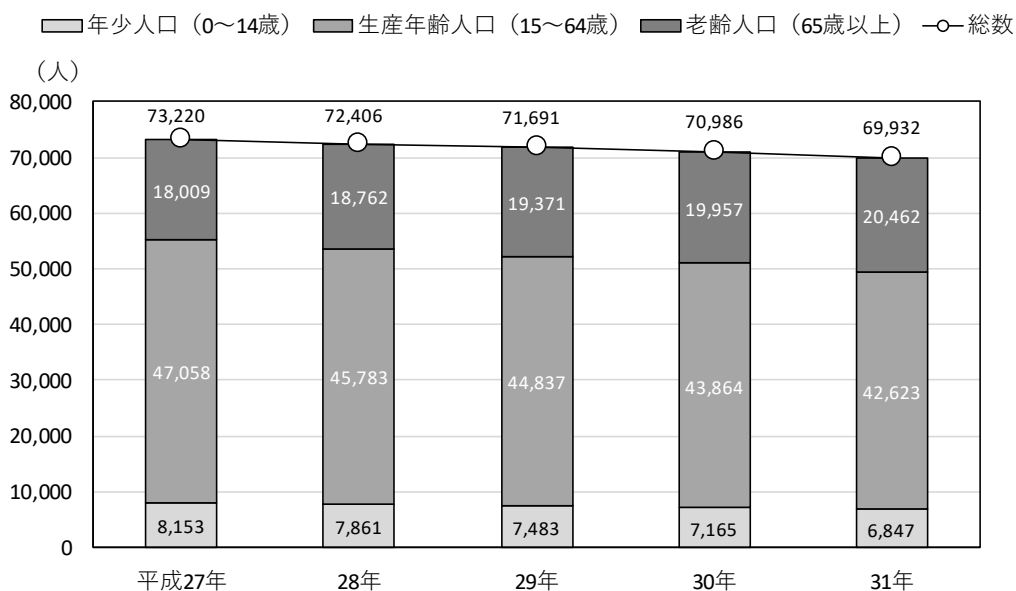


資料：気象庁アメダス 佐倉地域観測所 観測データ

2.4 人口

2.4.1 人口の推移

本市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成31年3月31日現在では69,932人です。年齢構成別に見ると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢人口が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：市民課資料

2.4.2 昼夜間人口

平成27年の国勢調査によると、本市の昼間人口は57,170人、夜間人口は70,734人です。移動人口の内訳は、昼間に市外から市内に流入する人口が約9,000人、市外へ流出する人口が約23,000人であり、夜間に比べて昼間は約14,000人少なくなっています。

2.4.3 将来人口の目標

「八街市総合計画」においては、各世代の市民が安心して生活できる住環境づくり、特に次世代を担う若年・子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人ひとりが、心身ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができる八街市を目指し、2025年の総人口を68,000人と想定しています。

2.5 建物

本市内の建築物棟数は、平成26年1月時点で36,106棟、そのうち市有建築物は約270棟、民間建築物は35,839棟です。

昭和56年以前の既存建築物は9,811棟でこのうち市有の建築物は70棟、民間建築物は9,741棟です。構造別では、木造が8,349棟、非木造が1,462棟となっています。

| 区分 | 総数 | うち昭和56年以前 | | |
|-------|---------|-----------|--------|--------|
| | | 合計 | 木造 | 非木造 |
| 市有建築物 | 267棟 | 70棟 | 14棟 | 56棟 |
| 民間建築物 | 35,839棟 | 9,741棟 | 8,335棟 | 1,406棟 |
| 合計 | 36,106棟 | 9,811棟 | 8,349棟 | 1,462棟 |

資料：八街市耐震改修促進計画

2.6 土地利用

本市の民有地の総面積は62,669千㎡であり、その土地利用状況は平成31年1月時点で、畑が約53%、宅地が約19%、その他山林や原野、雑種地等が約25%を占めており、台地の広い範囲が畑として利用されています。

| | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 |
|--------|--------|-------|--------|--------|-------|------|-------|
| 面積（千㎡） | 62,669 | 1,905 | 33,428 | 12,092 | 9,279 | 942 | 5,023 |
| 割合 | 100.0% | 3.0% | 53.3% | 19.3% | 14.8% | 1.5% | 8.0% |

資料：八街市課税課「固定資産概要調査」

2.7 ライフライン

2.7.1 上下水道

本市の水道は、地下水（自己水源）と利根川水系の表流水（印旛広域水道からの浄水受水）を水源としており、本市の上水道普及率は、平成31年時点で、約52%となっています。

また、本市の汚水処理人口普及率は、平成31年時点で27.8%であり、都市計画決定区域である用途地域内人口あたりの普及率は、89.4%です。

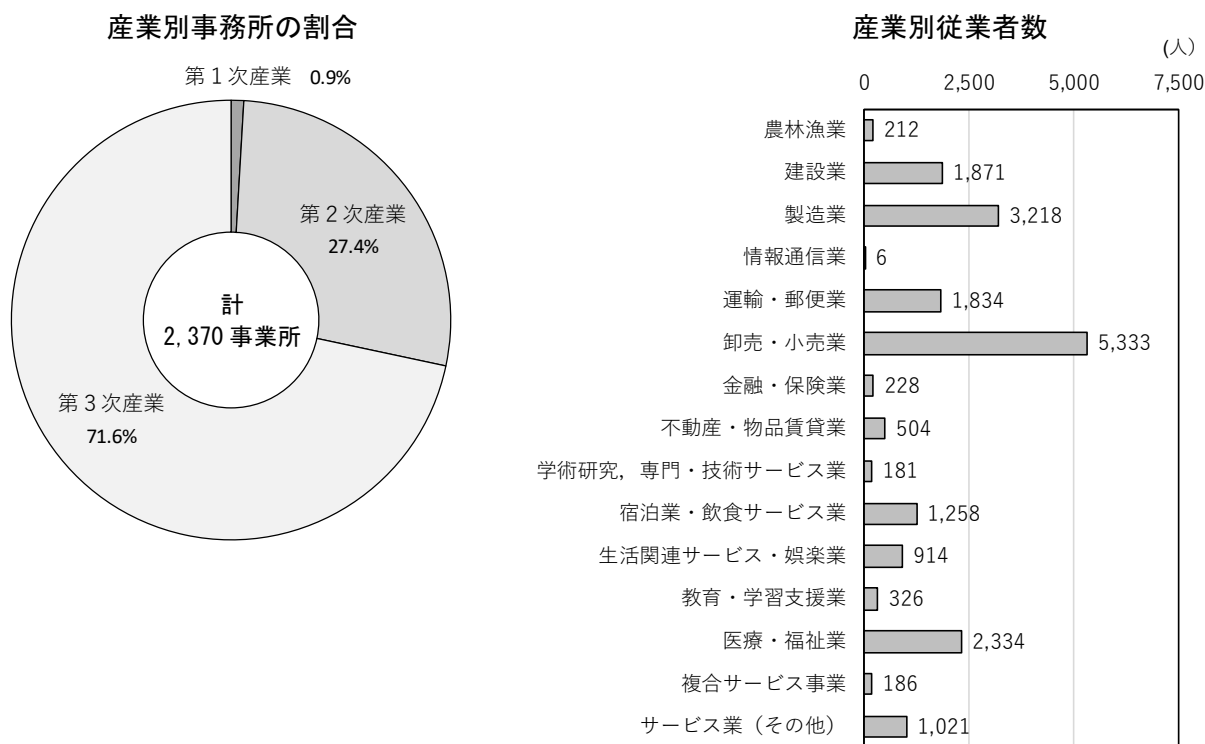
なお、用途地域594ヘクタールのうち447.1ヘクタールが供用開始区域となっています。

2.7.2 電力・ガス

本市における電力は、東京電力等により供給されています。また、ガスは、LPガス（プロパンガス）が主で、一部で都市ガス（東京ガス）が利用されています。

2.8 産業

平成 28 年経済センサス調査によると、本市の事業所数は 2,370 事業所であり、第 2 次産業が 27.4%、第 3 次産業が 71.6%を占めています。従業者は 19,426 人であり、産業別では卸売・小売り業が 5,333 人、製造業が 3,218 人、医療・福祉業が 2,334 人となっています。



資料：平成 28 年経済センサス -活動調査 ※平成 28 年 6 月 1 日時点

2.9 交通

2.9.1 鉄道・公共交通機関

鉄道では、都心と銚子を結ぶJR総武本線が北西－南東方向に通っており、八街駅及び榎戸駅の 2 駅があります。

また、公共交通機関では、民間による路線バスやコミュニティバス、タクシーがあります。

2.9.2 道路

道路網は、市の南側に千葉東金道路と国道 126 号が通り、千葉市と銚子市や九十九里町方面への重要な路線となっています。また、「千葉東金道路」のうち、東金インターチェンジから松尾横芝インターチェンジは、東金インターチェンジ（ジャンクション）から 2013 年の木更津東インターチェンジの開通に伴って、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）に変更され、千葉県東部の重要な交通網となっています。市北部は、北から富里酒々井線、千葉八街横芝線、千葉川上八街線などの主要地方道が東西に走り、これと直行して国道 409 号が南北に通っています。

2.10 過去の災害

2.10.1 地震災害の履歴

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、千葉県東方沖地震(1987年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)などが挙げられます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらしました。千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、建物全壊799棟、半壊9,810棟などの被害が発生しました(消防庁による。平成24年1月11日現在)。本市では震度5弱を観測し、瓦の被害等が多数発生しました。また、津波に伴う福島第一原子力発電所事故により放射性物質の降下が発生しましたが、市内の農作物への被害は軽微でした。

| 発生年月日 | 地震名 | マグニチュード | 最大震度 | 八街市の震度 | 八街市の被害の記録 |
|-----------------|------------------------|-------------------------|--------------------|--------|-----------------|
| 1923年 9月1日 | 関東地震 | 7.9 | 6 (被害状況から震度7相当) | 5 | なし |
| 1987年 12月17日 | 千葉県東方沖地震 | 5.7 | 5 | 5 | 負傷者3名、屋根瓦被害多数 |
| 2005年 4月11日 | 千葉県北東部地震 | 6.1 | 5強 | 4 | なし |
| 2005年 7月23日 | 千葉県北西部地震 | 6.0 | 5強 | 3 | なし |
| 2011年 3月11日 | 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) | 9.0 モーメント マグニチュード | 7 | 5弱 | 屋根瓦被害多数 |
| 2012年 3月16日 | 千葉県東方沖 | 6.1 | 5強 | 3 | 死者1名、住家一部損壊3棟など |
| 2016年 5月16日 | 茨城県南部 | 5.5 | 5弱 | 3 | 負傷者1名、住宅一部破損2棟 |
| 2019年 5月25日 | 千葉県北東部 | 5.1 | 5弱 | 3 | 負傷者2名 |
| 2020年 6月25日 | 千葉県東方沖 | 6.1 | 5弱 | 3 | 負傷者2名 |

資料：平成30年度八街市地域防災計画・気象庁「日本付近で発生した主な被害地震」

2.10.2 風水害の履歴

近年の風水害記録によると、令和元年の台風15号、19号の影響による家屋損壊や長期の停電被害並びに10月25日の大雨による多くの浸水被害等が発生しており、谷底平野を開発した地域や台地上の浅い谷で浸水被害や道路冠水等の被害が発生しています。平成10年以降に市内で発生した風水害の履歴を次の表に示しています。

また、大きな被害は報告されていませんが、竜巻の発生も報告されています。

| 年 | 月日 | 種別 | 総雨量 (mm) | 時間最大雨量 (mm) | 被害状況 |
|-------|-----------------|---------------|-------------|----------------|---|
| 平成10年 | 9月16日 | 台風5号 | | | 道路冠水5箇所 |
| 平成13年 | 10月10日 | 豪雨 | 222.0 | 44.0 | 道路冠水21箇所(うち床下浸水3棟)、 水路冠水1箇所、 住宅浸水1棟(うち床下浸水8棟) |
| 平成14年 | 9月8日 | 大雨 | 16.5 | 9.0 | 冠水4箇所 |
| | 9月30日 ～10月1日 | 台風21号 | 89.5 | 9.0 | 道路冠水10箇所、水路氾濫1箇所、 土砂流出1件 |
| | 10月7日 | 降雨 | 33.0 | 9.0 | 道路冠水3箇所、水路氾濫1箇所 |
| | 10月16日 | 降雨 | 21.0 | 19.0 | 道路冠水1箇所、水路氾濫1箇所、 土砂流出2箇所、碎石流出2箇所 |
| 平成15年 | 8月5日 | 集中豪雨 | 31.0 | 16.0 | 道路冠水8箇所(うち、床下浸水1棟)、 畑冠水1箇所、敷地冠水1箇所、 土砂流出1箇所 |
| | 8月15日 | 集中豪雨 | 238.0 | 18.0 | 道路冠水10箇所、敷地内冠水1箇所、 遊水池1箇所、水路1箇所 |
| | 9月21日～22日 | 降雨 | 109.0 | 8.0 | 道路冠水1箇所 |
| 平成16年 | 5月20日～21日 | 降雨 | 70.5 | 8.0 | 冠水5箇所 |
| | 9月4日～5日 | 集中豪雨 | 157.5 | 48 | 冠水2箇所、 法面くずれ8箇所(うち6箇所崩壊)、 路肩くずれ3箇所(うち1箇所崩壊) |
| 平成17年 | 6月22日 | 梅雨前線 | 41.5 | 10 | 道路冠水7箇所、敷地内冠水1箇所、 水路氾濫1箇所 |
| | 7月26日 | 台風7号 | 76.5 | 14 | 道路冠水4箇所 |
| | 8月23日 | 雷雨伴う大雨 | 30.0 | 11.0 | 被害の詳細不明 |
| 平成18年 | 1月14日 | 集中豪雨 | 95.0 | 23.0 | 床下浸水2棟、道路冠水6箇所、 水路氾濫1箇所、土砂流出52件箇所 |
| | 10月6日 | 大雨 | 211.5 | 13.5 | 道路冠水4箇所 |
| 平成19年 | 7月14日～15日 | 梅雨前線 台風4号 | 154.0 | 29.5 | 道路冠水8箇所、法面崩壊3箇所、 土砂流出2箇所 |
| | 9月6日～7日 | 台風9号 | 98.5 | 23.5 | 道路冠水4箇所 |
| | 9月12日 | 集中豪雨 | 103.5 | 39.0 | 道路冠水15箇所、床下浸水2棟、 敷地内浸水2箇所、土砂流出11箇所、 水路氾濫3箇所 |
| 平成20年 | 5月20日 | 台風4号 | 40.5 | 13.5 | 道路冠水2箇所 |
| | 8月5日 | 集中豪雨 | 90.0 | 81.0 | 冠水17箇所、土砂流出9箇所 |
| | 8月29日 | 集中豪雨 | 150.5 | 52.0 | 道路冠水10箇所、道路損壊等6箇所、 土砂流出等13箇所 |
| | 8月30日 | 集中豪雨 | 25.0 | 18.5 | 道路冠水3箇所、道路損壊4箇所、 土砂流出18箇所 |
| | 9月19日～20日 | 秋雨前線 台風13号 | 89.5 | 23.5 | 道路冠水7箇所、土砂流出3箇所 |
| | 9月21日 | 大雨 | 44.0 | 17.5 | 道路冠水2箇所、土砂流出1箇所 |
| 平成21年 | 8月10日～11日 | 台風9号 | 86.0 | 31.0 | 冠水6箇所、道路破損1箇所、 土砂流出8箇所 |
| | 10月14日 | 雷雨 | 34.5 | 19.0 | 道路冠水1箇所、土砂流出10箇所 |
| | 10月26日～27日 | 台風20号 | 90.0 | 17.5 | 道路冠水7箇所 |
| 平成22年 | 6月23日 | 梅雨前線 | 28.0 | 20.5 | 道路冠水5箇所 |
| | 9月8日～9日 | 台風9号 | 75.0 | 28.5 | 冠水7箇所 |
| | 9月13日 | 雷雨 | 27.0 | 23.5 | 土砂流出12箇所 |
| | 9月16日 | 大雨 | 56.0 | 17.5 | 冠水8箇所 |

| 年 | 月日 | 種別 | 総雨量 (mm) | 時間最大雨量 (mm) | 被害状況 |
|-------|------------|----------|-------------|----------------|---|
| | 9月28日 | 降雨 | 141.0 | 17.0 | 冠水2箇所 |
| | 10月9日～10日 | 連続降雨 | 113.0 | 21.5 | 冠水2箇所、路肩損壊1箇所、土砂流出6箇所 |
| | 11月1日 | 大雨 | 85.0 | 51.5 | 床下浸水2棟、敷地内浸水2箇所 道路冠水7箇所、土砂流出29箇所 |
| | 12月3日 | 大雨 | 69.5 | 23.5 | 冠水2箇所、土砂流出19箇所 |
| | 12月22日 | 大雨 | 80.5 | 32.5 | 冠水14箇所、土砂流出49箇所 |
| 平成23年 | 6月13日 | 降雨 | 39.0 | 12.0 | 道路冠水4箇所、道路損壊1箇所、土砂流出2箇所 |
| | 9月20日～21日 | 台風15号 | 137.5 | 21.0 | 道路冠水8箇所 |
| 平成24年 | 2月7日 | 降雨 | 44.0 | 18.0 | 道路冠水6箇所 |
| | 5月10日 | 降雨 | 27.5 | 24.5 | 道路冠水6箇所、土砂流出3箇所 |
| | 8月18日 | 降雨 | 30.0 | 25.0 | 道路冠水6箇所 |
| | 11月6日 | 大雨 | 46.0 | 19.0 | 道路冠水4箇所、土砂流出2箇所 |
| 平成25年 | 4月3日 | 大雨 | 66.5 | 22.0 | 道路冠水4箇所 |
| | 9月15日～16日 | 降雨 | 11.0 | 6.0 | 倒木8箇所、土砂5箇所 その他2箇所（フェンス倒壊、建物屋根材飛散） |
| | 10月15日～16日 | 台風26号 | 306.0 | 39.5 | 道路冠水多数、 床上6件・床下浸水61件、 停電1,850件、道路崩壊1箇所 |
| 平成26年 | 2月9日～10日 | 大雪 | | | 倒木10箇所、電線破損5箇所 |
| | 2月14日～15日 | 集中豪雨 | 142.0 | 23.5 | 道路冠水1箇所、倒木1箇所、土砂流出1箇所 |
| | 2月5日 | 降雪 | | | 降雪2～4cm |
| | 10月5日～6日 | 台風18号 | 176.5 | 19.5 | 倒木14件、冠水8件 |
| | 10月13日～14日 | 台風19号 | 17.0 | 4.5 | 倒木2件、穴ぼこ2件 |
| 平成27年 | 7月3日 | 大雨 | 74.0 | 35.0 | 冠水9箇所 |
| | 8月20日 | 竜巻または漏斗雲 | | Fスケール不明 | - |
| | 12月11日 | 暴風雨 | 18.5 | 4.5 | 倒木5箇所 |
| 平成28年 | 4月4日 | 大雨 | 28.0 | 13.5 | 道路冠水6箇所 |
| | 5月17日 | 大雨 | 48.0 | 11.5 | 冠水2箇所 |
| | 8月16日～17日 | 台風7号 | 69.5 | 14.5 | 土砂流出2箇所 |
| | 8月22日 | 台風9号 | 98.5 | 22.5 | 道路冠水、倒木、穴ぼこ |
| | 8月24日 | 大雨 | 63 | 53.5 | 道路冠水 |
| | 8月29日～30日 | 台風10号 | 29.5 | 8.5 | 倒木4箇所、倒竹5箇所 |
| 平成29年 | 9月13日 | 台風13号 | 40.0 | 17.0 | 冠水、土砂、道路破壊 |
| | 7月4日 | 台風3号 | 19.5 | 6.0 | 倒木1件 |
| 令和元年 | 9月9日 | 台風15号 | 135.5 | 37.5 | 全壊10棟、大規模半壊11棟、半壊70棟、一部損壊 2,789棟、道路冠水26箇所、土砂流出78箇所、倒木454件、通行止め11箇所 倒木等による長期停電 |
| | 10月12日 | 台風19号 | 131.0 | 17.0 | |
| | 10月25日 | 大雨 | 248.0 | 52.5 | 大規模半壊1棟、半壊9棟、一部損壊53棟、床上浸水37棟、床下浸水20棟、その他浸水6棟、がけ崩れ5件、道路冠水91箇所、土砂流出81箇所、倒木9件、通行止め24箇所 |

資料：平成30年度八街市地域防災計画・気象庁アメダス
佐倉地域観測所 観測データ

2.11 想定される災害

2.11.1 地震災害の想定

千葉県は、過去に県内に大きな被害をもたらした地震や今後の地震の発生確率等をふまえて、近い将来(今後約100年程度)県内に大きな被害をもたらす可能性の高い、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震の三つの地震を想定した地震被害想定調査を平成19年度に、大正型関東地震、千葉県北西部直下地震を想定した被害想定調査を平成26・27年度に実施しました。

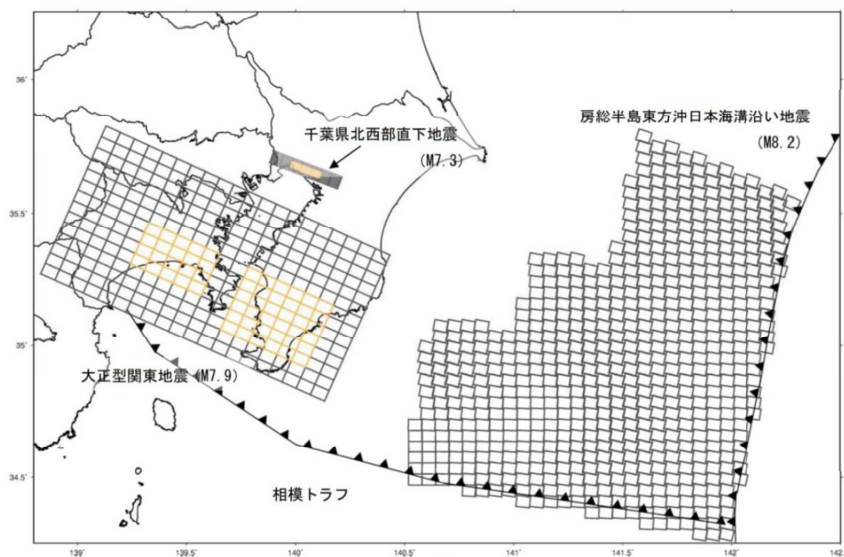
平成26・27年度の地震被害想定調査において、県下全域でマグニチュード7クラスの地震が同時に発生した場合の最大震度を予測し、本市ではすべての地点で最大震度が6強となっています。マグニチュード7クラスの地震が全域で同時に発生する可能性は低いものの、市内のどの場所でも震度6強の揺れが発生する可能性があることを踏まえて耐震対策を進める必要があります。

なお、八街市における地震による小学校区ごとの被害予測は、資料編7.3に示しています。

千葉県に大きな影響を及ぼす地震

| 地震名 | Mw | タイプ | 概要 | 30年以内発生確率 |
|-------------------------|-----|---------------------|--------------------------------|-----------|
| 千葉県北西部直下地震 | 7.3 | プレート内 | 防災・減災対策の主眼に置く地震 | 70% |
| 大正型関東地震 | 7.9 | プレート境界 (相模トラフ沿い) | 長期的視野に立った対策を実施する地震 | 0~2% |
| 房総半島東方沖日本海溝沿い地震 | 8.2 | プレート境界 (日本海沿い) | 東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域で、津波被害を想定する地震 | 7% |
| 防災リスク対策用地震 (プレート内一律) | 7.3 | プレート内 | 地域の防災リスクを考 えるための地震 | 70% |
| 防災リスク対策用地震 (地殻内一律) | 6.8 | 活断層 | | |

資料：平成29年度八街市防災アセスメント調査



千葉県で想定される地震の震源断層モデル

2.11.2 風水害の想定

本市における過去の水害や土砂災害、風害（竜巻）の被害については、2.10.2 風水害の履歴でとりまとめた通りです。災害履歴によると、八街市では、大きな水害や土砂災害の発生は無いものの、段丘崖における土砂災害や土砂流出、周辺よりも低い地域での排水不良による浸水被害等が毎年のように発生しています。過去の風水害履歴や県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに、市域の風水害による危険性を把握しました。

なお、八街市における風水害による被害予測は、資料編 7.3 に示しています。

(1) 土砂災害

市域には、34 箇所（箇所）の土砂災害警戒区域（資料編 7.4 参照）が分布し、いずれも急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が想定され、危険が想定される区域の住民に対しては、がけ崩れの危険性や避難先の検討などについての説明会が開催されています。これらの崖（急傾斜地）は、台地の低地の境に分布しており、過去の台風や大雨時には、がけ崩れや土砂の流出が発生しています。

(2) 水害の危険

市内には大きな河川は流れていないため、大規模な洪水は想定されていません。しかし、局所的な豪雨により、小河川の氾濫あるいは排水不良による浸水被害の可能性があります。過去の豪雨の際にも、排水不良による浸水被害が発生しています。また、宅地の開発により、これまでは農地等として利用されていた低地に住宅が建ち、新たな被害をもたらす可能性があります。

(3) 風害（竜巻）の危険

近年の記録によると、市内では平成 8 年 7 月 5 日及び平成 27 年 8 月 20 日に竜巻あるいは竜巻様の突風の記録があります。平成 8 年の竜巻では建物への被害も発生しています。竜巻の発生を予測することは難しいですが、竜巻発生前には、次のような前兆が報告されています（気象庁ホームページ）。

- ◇ 雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲を見た。
- ◇ 飛散物が筒状に舞い上がるのを見た。
- ◇ ゴーという音がしたのでいつもと違うと感じた。
- ◇ 気圧の変化で耳に異常を感じた。

3.計画の目標

3.1 基本目標

本計画では、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3.2 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4.脆弱性の評価

4.1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、35の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定します。

| 事前に備えるべき目標 | | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|------------|---|------------------------|---|
| 1 | 直接死を防ぐ | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 異常気象等による市街地等の浸水 |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-2 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生（新型コロナを含む） |
| | | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| | | 3-2 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下 |
| | | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 |
| | | 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |

| 事前に備えるべき目標 | | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|------------|---------------------------------|------------------------|--|
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| | | 7-3 | 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-5 | 農地・森林等の被害拡大 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |

4.2 施策分野

国・県計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を次のとおり設定します。

| | |
|---------|---------------|
| 個別施策分野 | ①行政機能/防災・消防等 |
| | ②住宅・都市 |
| | ③保健医療・福祉 |
| | ④環境・エネルギー |
| | ⑤交通・物流 |
| | ⑥情報通信 |
| | ⑦産業・農林水産 |
| 横断的施策分野 | ⑧リスクコミュニケーション |
| | ⑨老朽化対策 |
| | ⑩少子高齢化対策 |

4.3 脆弱性の評価

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとの脆弱性の評価結果は、資料編 7.1「脆弱性評価結果」のとおりです。

また、脆弱性の分析・評価の結果におけるポイントは次のとおりです。

●ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要があります。

●多様な主体との連携

本市の国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国、県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要があります。

5. 施策分野別の推進方針

5.1 推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、国土強靱化を推進するため、施策分野別の推進方針を次のとおり示します。

個別施策分野

① 行政機能/防災・消防等

(公共施設の災害対応力の向上)

- 防災拠点となる市庁舎、学校等公共施設の防災設備や災害対応マニュアル等の整備を進めるとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

(市民への防災意識啓発)

- ハザードマップや広報やちまたなどの広報資料を通じて、各地域における被害想定や危険度、各家庭における災害への備えについて普及・啓発する。
- 各地区で実施される防災訓練を推進し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る。

(地域防災力の強化)

- 地域における防災の取組を推進するため、自主防災組織の結成を促進し、日頃から防災知識の習得や防災訓練を継続的に行うなど、災害時における協力体制の構築を図る。
- 自治会や自主防災組織等による地区防災計画の作成を促進し、防災訓練の指導や活動資機材の購入などにかかる費用の助成を行うなどの支援を通じて、活動の強化を図る。
- 消防団活動拠点施設や各分団に配備している消防車を計画的に整備することにより地域消防力の充実に図る。

(防災機能の整備)

- 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓）、防災備蓄倉庫等の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る。
- 指定避難場所 29 か所全てに防災備蓄倉庫の設置をめざす。

(消防人材の強化)

- 消防機関等と連携し、消防団員の能力等の向上を図るとともに、地域の消防団への入団を促進する。
- 新たな消防団活動の担い手である「八街市消防団女性消防班」や消防団を引退した方向けの「機能別団員」制度などにより、消防人材の確保を図る。

(避難所での良好な生活環境確保に向けた整備の推進)

- 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針に基づき、避難所整備を推進する。
- 新型コロナウイルス等の感染症が流行している状況においては、避難所等での感染症拡大防止のため、可能な限りの密閉・密集・密接の回避、マスク等の着用や消毒液使用の徹底を図る。

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災拠点における公的備蓄およびその適正管理を進める。
- 地域や家庭、事業所等における非常食や飲料水、生活及び感染防止必需品等の備蓄、防災グッズの準備を促進するため、広報紙・パンフレット等により啓発する。

(帰宅困難者対策の推進)

- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携して、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する。

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等と平時から情報を共有するほか、各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る。
- 災害時応援協定・覚書締結先等からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を促進する。

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

(被災者の生活再建支援)

- 国、県と連携し、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する。
- 早期の被災者支援のため、罹災証明書の迅速な交付体制を整備する。
- 災害発生時における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給する。

(防犯意識の向上と活動推進)

- 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から防犯啓発運動などにより防犯意識の向上を図り、自主防犯組織の設立や防犯パトロールなどの活動を支援するほか、関係機関との連携により地域防犯体制の確立を図る。

(防犯設備の設置)

- 地域の防犯体制を強化するため、防犯カメラ、市内防犯灯のLED化など防犯設備の整備を促進する。

(応急給水設備等の整備)

- 災害時においても計画的に応急給水活動を行うため、応急給水拠点の確保や資機材等の整備を推進するとともに、飲料水の安全を確保するため、点検や清掃等の適切な維持管理を行う。

② 住宅・都市

(都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用の推進)

- 次期都市計画マスタープランの中で、市の基本構想、基本計画（総合計画）や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）に基づき、望ましい都市像を都市整備の目標として、広域的な視点からの土地利用の調整を図る。

- 災害に強いまちづくりに向け、地域住宅計画に基づく事業の中で公営住宅整備事業等、住環境整備事業の中で住宅・建築物安全ストック形成事業を促進する。また、市街地整備事業においては宅地耐震化推進事業の推進を図り、造成宅地における液状化等による被害を軽減するための事業を検討する。

(住宅・建築物及び宅地の耐震化)

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震性能が低いとされる在来木造住宅（平成12年5月以前に着工、完了）に対する耐震診断・改修を促進する。
- 宅地の耐震化を促進するため、盛土造成地ごとの危険度等を調査し、適切な情報提供を推進する。
- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する民間特定建築物や避難路沿道建築物など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修を促進する。
- 避難路等に面する民間ブロック塀等の撤去や改修を促進する。

(空き家対策の推進)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者などに対して適正に管理するよう指導するなど、空き家対策を推進する。

(公園緑地の整備)

- 延焼防止効果を向上させるため、公園緑地の計画的な配置・整備や維持管理をするとともに、災害時の安心・安全な避難環境の確保を図る。
- 災害時の避難場所や活動拠点となる公園等において、適切に維持管理を進めるとともに、防災機能の充実を図る。

(市道の整備)

- 市道の舗装補修など計画的な整備を行い、適切な維持管理を図る。

(河川の整備)

- 台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川施設や水路の耐震化及び改修整備等を計画的に進める。

(浸水対策の推進)

- 雨水幹線や排水施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図る。

(上水道施設の防災対策の推進)

- 国や県、関係機関、近隣自治体、民間事業者等と平時から情報を共有するほか、各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る。
- 災害時応援協定・覚書締結先等からの応援部隊が効率的に活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を促進する。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 被災時における迅速な下水道機能の回復や災害発生時における継続的な事業体制を構築するため、下水道業務継続計画（BCP）を整備するとともに、下水道施設の長寿命化および耐震化を進める。

(浄化槽の管理体制の整備)

- 合併浄化槽の設置を促進するとともに、災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故

障等被災状況を把握するため、県と連携して浄化槽の管理状況についての把握を進める。

③ 保健医療・福祉

(災害医療体制の充実)

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入などの医療情報を収集・共有するため、市内病院や診療所の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進する。
- 医療機関において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

(新型コロナウイルス等感染症の発生とまん延の防止)

- 新型コロナウイルス等感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、県や近隣自治体と連携し、医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク等の備蓄を推進する。
- 新型コロナウイルス等感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信する。
- 新型コロナウイルス等感染症が流行している状況においては、被災地・避難所等での感染症拡大防止のため、在宅避難の推進やより多くの避難先の確保に取り組むとともに、避難所等における感染症対策を講じる。

(要配慮者避難対策の推進)

- 高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の避難のための支援体制構築、避難行動要支援者の避難のための個別計画策定などの体制整備を推進する。
- 指定避難所における要配慮者の受け入れ体制の整備を図る。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後も被災者が日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携を図る。

(福祉避難所の機能強化)

- 高齢者や障がい者、乳幼児などの要配慮者が日常的に利用する福祉施設について、災害時において、要配慮者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、耐震化等を進めるとともに、備蓄品の整備や連絡体制の構築などの機能強化を支援する。

(要配慮者施設の安全確保計画の推進)

- 利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）における避難確保計画や訓練の推進を図る。

④ 環境・エネルギー

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

(自立・分散型エネルギーシステムの導入支援)

- 災害発生時の生活・経済活動継続等に必要最低限のエネルギーを確保するため、公共施設や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。

(有害物質等対策の推進)

- 水質汚濁防止法等の公害関係法令の適用を受ける工場等からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、関係機関と連携し、有害物質等を排出するおそれのある工場等への立入調査や、講習会等を通じた啓発を行う。
- 毒物劇物取扱施設への立入検査や、油の流失の未然防止及び対応について、関係機関と連携し、事業者への助言等を行う。
- 危険物、高圧ガス、火薬類による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携し、危険物、高圧ガス、火薬類を取り扱う事業者への立入調査等を通じて、自主保安体制の強化や緊急時体制の整備を促進する。

(災害廃棄物処理体制の整備)

- ごみ処理施設長寿命化総合計画の策定及び基幹的改良工事を実施し、焼却施設の延命化を図る。
- 災害廃棄物の収集・運搬・処分を迅速かつ円滑に実施するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間業者等と災害協定を締結し、それらに基づく災害廃棄物の処理体制の強化を図る。

(環境に配慮した水道事業経営の検討)

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進などにより、災害に強く環境に配慮した水道事業運営を検討する。

⑤ 交通・物流

(主要幹線道路等ネットワークの整備)

- 広域道路網が分断されないよう、国や県、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う。

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

- 防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークを計画的に整備するとともに、大雨冠水対策等を実施する。
- 災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制を整備する。

(交通ネットワークの整備)

- 自家用車での避難に伴う交通渋滞により、避難遅れが発生することを回避するため、民間交通事業者や関係機関と連携し、公共交通や徒歩・自転車などを含めた多様な交通ネットワークを構築する。

(道路の防災対策)

- 道路施設の計画的な補修・更新を行い、適切な維持管理を図るとともに、落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所での落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を進める。

(道路橋梁の耐震化)

- 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の耐震化を進める。

(交通安全対策)

- 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

(道路啓開体制の整備)

- 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

⑥ 情報通信

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（住民向け情報、庁内管理情報等）が利用できなくなるリスクを軽減するための対策を進める。
- 災害時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を進めるとともに、通信設備の耐災性の強化を図る。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集・伝達するため、関係機関と連携し、効率的な情報共有を図る。

(情報発信体制の整備)

- 防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、防災メール、SNS、コミュニティFM等、多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。
- 高齢者や障がい者、外国籍の方などを想定した防災情報の提供体制を整備する。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などの通信手段確保のため、Wifiの整備を進める。
- 災害発生時において、被害状況や地域の商品・サービスの品質への影響などについて、正確な情報を迅速に発信する。

⑦ 産業・農林水産

(企業の基盤強化の促進)

- 災害時の被害軽減に備え、商工会議所などの関係機関と連携し、企業の老朽化した施設・設備の更新や補強を支援し、企業の基盤強化を促進する。

(農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理)

- 農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消及び農地基盤整備事業を活用した優良農地化などを進める。
- 農業水利施設の機能診断等を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。
- 農業者や農業水利施設を保全管理する地域の共同体に対する支援、農業を通じた交流等を推進する。
- 関係機関と連携し、農地や農業用ハウス等の災害対応強化に向けた支援を行う。
- 流域の排水処理に支障がでないよう、関係自治体、関係機関と連携し、農業用調整池の維持管理

を行う。

(鳥獣被害の防止の取組の推進)

- 食料の生産基盤となる農地の保全や安定的な農業経営のため、広域的な鳥獣被害防止の対策を推進する。

(食料の安定的な供給体制に必要な施設整備等の支援)

- 災害時においても食料を安定的に供給できる体制づくりのため、平時から地理的条件を活かした販路の拡大や地元産品のPRを推進するとともに、農地や農業関連施設の整備等を支援する。

(森林整備・保全活動の推進)

- 土砂災害の防止等、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図るため、「八街市森林整備計画」に基づく適正な森林整備・保全活動を推進する。

(異常渇水等対策の推進)

- 夏期の異常高温による渇水等、近年の気候変動により増大する気象リスクについての情報提供に努める。
- 気候変動に対する農作物への影響を最小限に抑えるため、平時より関係機関との連携を図り、対策を推進する。

(文化財保護の防災対策)

- 文化財及び文化財周知用立看板の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。
- 災害時における被害状況の収集のため、有形無形文化財の調査・記録を推進する。
- 防災活動の啓発を通じて、文化財所有者等による文化財の適切な防災活動を支援する。

横断的施策分野

⑧ リスクコミュニケーション

(自助・共助の取組の強化)

- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国籍住民等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携を強化するとともに、市民による避難所運営委員会による活動等を支援する。
- 災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、地域の防災リーダーとなる人材を育成する。
- 消防団、民生委員児童委員、小中高等学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

(防災教育・学習の充実)

- 各学校において、訓練等を通じて、自らの安全確保はもとより、他者や地域に対して役に立つ防災教育を進める。
- 過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資や復旧・復興のための人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。
- 既に応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。

(人的支援の受入れ体制の整備)

- 警察・消防・自衛隊等の救援部隊を円滑に受け入れるため、受援計画の作成、継続的な見直しを行い、人的支援の受入れ体制を整備する。
- 災害ボランティアセンターと連携し、大規模災害時におけるボランティアの円滑な募集、受入れ体制を整備する。
- 災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録、マッチング等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等関係機関との連携を図る。

(建設産業の担い手育成・確保)

- 発災時に建設産業の各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、防災訓練等を実施することにより、協定に基づく対応強化を図る。
- 地域に精通した事業者によるインフラ整備や災害発生時の復旧・復興、道路啓開等を行えるよう建設産業の担い手の育成・確保を図る。

⑨ 老朽化対策

(公共施設の耐震化・公共施設内設備等の適切な管理・修繕・更新)

- 災害発生時における被害を軽減するため、公共施設の耐震化・不燃化対策を推進する。
- 「八街市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の集約化や複合化、維持管理業務の効率化など、公共施設マネジメントの取組を進める。
- 施設ごとの個別施設計画に基づき、施設（設備を含む）の点検・診断等を適切に実施し、劣化状

況や危険箇所の早期把握・早期対応（修繕・更新）を行うことで事故の未然防止や安全確保、非常時における施設の安定的な運用を図る。

⑩ 少子高齢化対策

（子育て関連施設における防災機能の整備）

- 子育て関連施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

（バリアフリーの推進）

- 関係機関と連携して公共施設の大規模改修の機会などにバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインを意識した環境づくりを図る。

（高齢者福祉施設における防災機能の整備）

- 高齢者福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導體制を構築するなど、災害対応力の向上を図る。

（高齢者福祉施設等の計画的な整備）

- 高齢化の進行に伴い、各種支援サービスを適切に行うため、八街市高齢者福祉計画に従い、高齢者福祉施設の整備等を計画的に進める。

（高齢者の支援サービスの充実）

- 災害時に地域で高齢者を支援できるよう、高齢者一人ひとりが社会参加することができる環境づくりを進めるとともに、平時から高齢者を地域で支える環境づくりを進める。

5.2 対応方策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、対応方策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要があります。

国および県の計画を参考とし、本計画における35のリスクシナリオに対応する施策群（プログラム）を対象に、「人命の保護」を最優先として、影響の大きさや緊急性をふまえて総合的に判断し、以下の重点化すべき施策群（重点プログラム）を設定しました。

これらの重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオは以下のとおりです。

| 重点プログラムにより回避すべきリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|---------------------------------------|---|
| 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| 1-3 | 異常気象等による市街地等の浸水 |
| 1-4 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 2-2 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 3-2 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| 5-3 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 |
| 5-4 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| 6-4 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7-5 | 農地・森林等の被害の拡大 |

5.3 KPI（重要業績指標）一覧

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するため、施策分野別のKPI（重要業績指標）を次のとおり設定します。

| 施策分野 | | 項目 | 単位 | 現状値 (R2 年度) | 目標値 (R6 年度) | 担当課 |
|------------------|-------------------------------|--------------------------------------|----|----------------|----------------|--------------|
| ①行政機能/ 防災・消防等 | 地域防災力の強化 | 自主防災組織のカバー率 | % | 42.4 | 90.0 | 防災課 |
| | 防犯意識の向上と活動 推進 | 自主防犯組織の設立数 | 団体 | 14 | 16 | 防災課 |
| | 防災機能の整備 | 防火水槽の設置数 | 基 | 721 | 725 | 防災課 |
| | | 防災備蓄倉庫の設置件数 | 箇所 | 24 | 29 | 防災課 |
| ②住宅・都市 | 上水道施設の防災対策 の推進 | 上水道管路の耐震化率 | % | 2.2 | 4.1 | 水道課 |
| | | 配水池ポンプ棟耐震化 | % | 0 | 22.8 | 水道課 |
| | 下水道施設の防災対策 の推進 | 災害用マンホールトイレ の設置 | 箇所 | 0 | 3 | 下水道課 |
| | 市道の整備 | 道路改良率 | % | 28.0 | 31.0 | 道路河川課 |
| ③保健医療・ 福祉 | 福祉避難所の機能強化 | 防災・減災対策を実施し ている高齢者施設 | 施設 | 0 | 2 | 高齢者福祉課 |
| | 感染症の発生とまん延 の防止 | 麻疹・風疹の予防接種 率 | % | 52.5 | 95.0 | 健康増進課 |
| ④環境・エネ ルギー | 自立・分散型エネルギ ー供給のための体制整 備 | 省エネルギー設備導入補 助件数 | 件 | 378 | 442 | 環境課 |
| | 災害時のエネルギー供 給のための体制整備 | 防災上重要な市公共建築 物における非常用発電機 の設置施設数 | 施設 | 4 | 5 | 各公共施設 管理者 |

| | | | | | | |
|---------------|-------------------------------------|---------------------------|------|-------|---------|----------|
| ⑤交通・物流 | 道路の防災対策 | 道路改良率(再掲) | % | 28.0 | 31.0 | 道路河川課 |
| ⑥情報通信 | 情報発信体制の整備 | やちまたメール配信サービスの登録者数 | 人 | 2,500 | 10,000 | 防災課 |
| | | 公共施設における公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備 | 施設 | 0 | 4 | 各公共施設管理者 |
| ⑦産業・農林水産 | 農地・農業水利施設、農業用調整池等の管理 | 認定農業者数 | 人 | 220 | 230 | 農政課 |
| | | 農地の整備率 | % | 30.0 | 31.0 | 農政課 |
| | | 農業用水利施設等の更新件数 | 件 | 1 | 1 | 農政課 |
| ⑧リスクコミュニケーション | 災害時応援協定締結団体等との連携強化 | 防災協定締結数 | 件 | 42 | 62 | 防災課 |
| | | 自主防災組織のカバー率(再掲) | % | 42.4 | 90.0 | 防災課 |
| | 自助・共助の取組の強化 | 消防団員数 | 人 | 380 | 388 | 防災課 |
| 区の加入率 | | % | 43.6 | 52.0 | 市民協働推進課 | |
| ⑩少子高齢化対策 | 高齢者の支援サービスの充実 | シニアクラブ参加人数 | 人 | 1,495 | 1,800 | 高齢者福祉課 |
| | 高齢者福祉施設における防災機能の整備及び高齢者福祉施設等の計画的な整備 | 防災・減災対策を実施している高齢者施設(再掲) | 施設 | 0 | 2 | 高齢者福祉課 |

6. 計画の推進と進行管理

6.1 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

6.2 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）等を用いて毎年度進捗状況を把握し、また、本計画は八街市総合計画 2015 と整合を図っていることから、総合計画の改定や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせて、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。

